

非暴力による紛争解決と警察活動

バルラム・クマール・ウパディヤイ
平良直訳

本日の発表では、私が警察の仕事に従事してきた経験と、ガンジー、ラマチャンドラン博士、N・ラダクリシュナン博士、そして池田博士の思想を通して、非暴力的な警察の活動を模索してきた成果をもとに、「非暴力的な警察活動はいかにして可能か」ということについて考察を試みます。

一 現在のインドの状況

暴力や紛争を解決する方法は二つあります。一つは従来用いられている「暴力的解決法」です。周知のよ

うに、この方法では多くの点で犠牲や損失が生じます。二つ目が、「非暴力的解決法」です。この解決法によれば、国民の財産に損害は生じませんし、平和的な解決を見いだすことができます。市民の日々の生活に影響を与えることはありません。ただし、双方の葛藤を、この方法で解決する十分な時間が必要になります。また、この方法が成立するには、双方が、非暴力的解決が正しいという考えを共有していなければなりません。他の国と比較した場合、インドでは、群衆が極めて暴力的となる傾向があります。群衆が携帯する武器には、

場合によってはミサイルも使われます。石などを投げつけるのは日常茶飯事で、群衆のリンチによつて警察官が生きたまま焼き殺されることもあるほど暴力的です。

その暴力性の要因として、警察が「英国支配の社会的遺物」として大衆に理解されていることがあげられます。警察はかつて英国支配下において、インド人を抑圧する手段として機能していました。警察は政府の出先機関であり、警察が着用する制服は権力の象徴として映り、警察の力が、抵抗すべき一つの階級そのものとして見られるようになったということができます。さらに、深層心理において、次のような考えが存在すると思います。すなわち、「非暴力的な解決は価値のあるものである。しかし、インドでは実現不可能である」という考えです。警察に対する暴動などの背景には、このようなことがあると考えています。

二 非暴力的警察活動の運用方法

次に、暴力的な形で抗議を行う人々をいかにして非

の日常生活に影響を与えないですみます。

次に、これまで述べてきた方法で非暴力的な警察活動を行う際の運用方針について触れておきたいと思えます。抗議者達にこの方法が受け入れられるためにも、次のような点を守ることが重要になってきます。

①抗議者達の抗議の権利を認める。②抗議者達について論難しない。③大衆の感情を逆なでしないように努める。④コミュニケーションをとりながら彼等の感情に対して理解を示す。

このような点を守りながら、⑤この運動に対する見解を指導者に伝えることも必要になる場合があるでしょう。また、⑥彼等の意見や行動の道を開くように努めることも重要です。そして、⑦彼等に抗議の限界を理解させるということも忘れてはならないことです。抗議者達も他者の権利を侵害することはできないからであります。

このような方針に則れば、市民の日常生活を混乱させずに抗議者達に対応することが可能になると考えます。

暴力的な方向へ導くかについて考察してみたいと思います。本発表の重要な部分になります。

抗議を行う群衆を非暴力な方向に導くためには、次のような対応が必要になると考えます。

①抗議の指導者達と事前に話し合いをしておく。②抗議運動の様式を事前に決める。③抗議の時間を事前に決める。④抗議の場所を事前に決める。⑤抗議者達の力の度合いを決める。⑥彼等の目的を明確にさせる。⑦彼等の強さを数値的に示す。

このような対応をすることによって、抗議を行う彼等が彼等自身の意見を位置づけることが可能になります。このような対応をするためには、行政にも要請されるものが生じてきます。それらをあげると、次のようになるでしょう。

①抗議者達に抗議の場所を提供する。②混雑した都市部を避ける。③多くの抗議者が収容できる場所を用意する。④十分な駐車場を確保する。⑤その場所は、そのためにだけに用意された場所であるべきである。

このような行政的な対応が準備されていれば、都市

さて、抗議者達に対する以上のような対応をとることができたとしても、現在の実情からすると、警察は次のようなことを常に認識していなければなりません。

それはまず、①警察は常に抗議者の数を上回り、力の点で優勢でなければならぬということです。また、②群衆行動に対しては決して油断せず、いかなる偶発的な出来事や情報でも群衆が態度を変える十分な契機になりうるということを認識していなければなりません。③インドでは、路上での暴力行為は、ある問題に対する怒りの表現であるということ。そして、④警察は友好的な勢力として見られていないということを十分認識しておく必要があります。警察は政府そのものだと見なされていることは、先に述べたとおりです。

このような点をあらためて認識すれば、警察は抗議者達を追い払う能力を放棄することはできないということになります。

暴力的な抗議者達に現時点でとりうる行動としては、暴力を鎮圧するために、最初の段階では非殺傷兵器を使用するということになります。殺傷兵器は、限られ

た状況でのみ使用されるべきでしょう。

三 非暴力的な紛争解決の可能性

さて、本発表の最後の考察は、果たして非暴力的な紛争の解決は可能かどうかということです。結論から申し上げます、それは可能だと私は考えております。とはいえ、それが可能になるためには、社会全体において様々な点で用意が万全に整っている必要があります。現時点で社会全体に要請されるべき点をあげてみましょう。

①「非暴力的警察行動への非協力は、国家をより混乱した状態にするものである」と社会全体が確信していること。②非暴力の重要性が広く国民個人に認識されていること。③権力の集中化を緩和し、地方分権などの形で社会全体への力の分散化を促すこと。④非暴力的であることが社会活動家達の道徳的優位性を高めるという認識を普及させること。⑤警察は大衆の味方であり、個人や個人の財産を犯罪者から守る存在であることを目に見える形にしておくこと。

さらに、このような非暴力的な紛争解決ができる社会を達成する方法として、次のような点をあげることができると考えます。

①警察と市民社会の協力関係をつくり上げる。そうすることで、コミュニティが警察によって守られる関係を創り出すことができ、その関係が、社会全体に反映されるようになる。②社会の保安問題の解決を可能にするために、警察との協力関係をもった社会協議会を設置する。③紛争を和解するための女性の意見を取り入れることを保証する（これまで女性の意見が尊重されることはありませんでした）。④社会の草の根で行われている平和活動を促進する。⑤正義と民主主義の思想を促進する。⑥犠牲者に法的な支援を施す。⑦家族や隣人同士の紛争の大規模な地域調停センターを設置する。⑧犯罪者を法律や規則を遵守するように教育する。警察活動がとるべき最終的目標について触れておきたいと思います。

それは、これまで述べてきた対処や社会の変革によって非暴力的な社会を築き上げていく中で、紛争は避

けられないものだが、公共物や個人の財産などの破壊や暴力を回避するということ。そして、警察は犯罪を抑止し、違法者を裁判所へと送り込む、法律の厳格な運用実行機関となるということです。そうすることで、我々警察は、最小限の力の使用によって行動し、「我々自身の社会に対する戦争」を起こさないように対処していくことが目指されるべきです。

それを可能にするのが非暴力という戦術そのものなのです。ガンジーの言葉に従えば、「平和への唯一の道は、平和それ自体である」のであり、非暴力的な社会の実現は、非暴力そのものの中にその方途があるといえるのです。

(バルラム・クマール・ウパディヤイ／
インド・トリバンドラム市警察長官)
(訳・たいら すなお／東洋哲学研究所研究員)